



令和 8 年度予算概算要求・非予算事業の説明

令和 7 年度食品アクセス全国キャラバン（第 1 回）
令和 7 年 9 月 25 日（木）、26 日（金）

1. 食品寄附ガイドライン

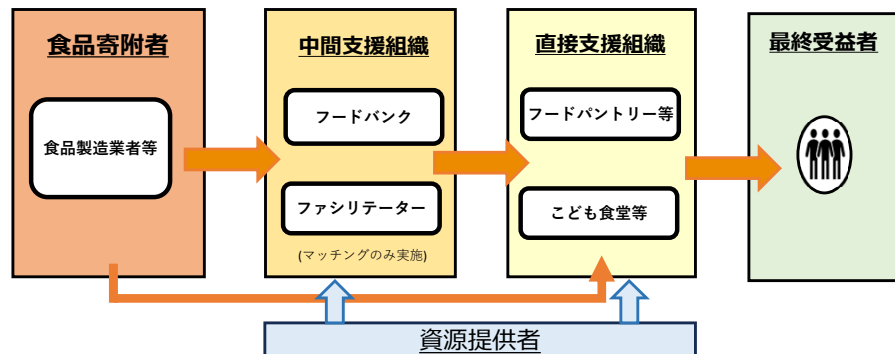
食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

1. 背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性等を高めるための枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和5年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、**各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。**

2. ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。



3. ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- 法令事項**：法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
 - 必要事項**：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
 - 推奨事項**：取り組むことが望ましい事項
- ※ 食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

4. ガイドラインの具体的な内容

※ 各主体ごとに各章で記載

○ 提供元・提供先における合意事項：

提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等

○ 安全面等の管理：

食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等

○ 提供時の注意：

衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等

○ トレーサビリティ：

記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルギー、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）

○ 事故時の対応：

保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、こども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等

○ 財務管理・情報開示：

損金算入、実績報告等

※ 参考資料として、各種ひな形（フードバンク・こども食堂等間の合意書、こども食堂等から最終受益者への説明事項等）、必要事項を抽出したチェックリスト等を添付

2. フードバンクの認証制度（案）

フードバンクの認証制度（案）

※R7年度実証事業、R8年度スタート

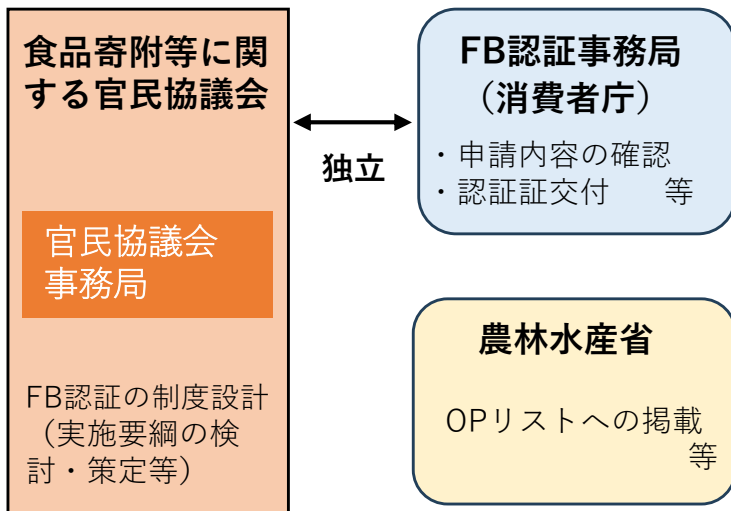
<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告し、一定の手続を経て「フードバンクオープンリスト（仮称）」（以下「OPリスト」という。）に掲載後、公表。
- ② ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証申請項目一覧表に則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する（以下「認証制度」という。）。

認証制度のイメージ



認証

② 認証
フードバンク

① 「OPリスト」に
掲載されている
フードバンク

申請

認証制度の具体的内容・手続

食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証申請項目一覧表への回答を提出。内容・関係書類等の確認の上、ガイドラインに準拠する活動を行っているものを認証。

認証制度の前提となる自己申告

農林水産省の掲載規程に定める手続に則り、自己申告を行ったフードバンクをOPリストに掲載。

認証申請項目一覧表の主な項目

1. 運営管理上講ずべき措置に関する体制整備

- ① 提供食品情報（保存方法、期限表示、アレルギー等）把握
- ② 情報の記録及び伝達（トレーサビリティ）
- ③ 提供食品の転売等の禁止
- ④ 提供食品に係る事故発生時における対応
- ⑤ 提供食品の提供先及び譲渡先との合意等

2. 活動に必要な施設設備の保有

3. 品質及び衛生管理上の措置に関する体制整備

- ① 提供食品の品質及び衛生管理（食品の保管、取扱い等）
- ② 提供食品の期限表示等の表示の伝達・管理
- ③ 食品の受取及び輸配送時における検品
- ④ 施設設備の衛生管理

4. 提供食品による事故に備えた保険加入

<認証作業イメージ>



3. 令和8年度概算要求（案）

**フードバンク認証制度運用及び
食品寄附ガイドライン・食べ残し持ち帰り
促進ガイドラインの普及啓発事業**



フードバンク認証制度運用及び
食品寄附ガイドライン・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの普及啓発事業（消費者教育推進課）
令和8年度概算要求（案）額 20百万円【新規】

事業概要・目的・必要性

- フードバンク認証制度の創設に向けて、令和7年度には、実証事業を通じて食品寄附ガイドラインに示される遵守事項の適合性を第三者が評価する仕組みを検討する予定。その検討結果を踏まえ、令和8年度からフードバンク認証制度を本格的に運用するに当たり、フードバンクにおける認証申請の支援等を行うことで、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証し、食品寄附を推進する。
- 令和5年12月に取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を踏まえ、令和6年12月に策定された「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」については、「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月閣議決定）において、その周知を図ることとされている。これを踏まえ、令和7年度には説明会等を通じた周知を行うとともに、両ガイドラインの運用状況も踏まえて、さらなる内容の充実を図ることとしている。その上で、令和8年度は、充実後の両ガイドラインについて、幅広い主体に対する周知を継続的に実施し、より一層の食品寄附及び食べ残し持ち帰りの普及定着を図る。

事業イメージ・具体例

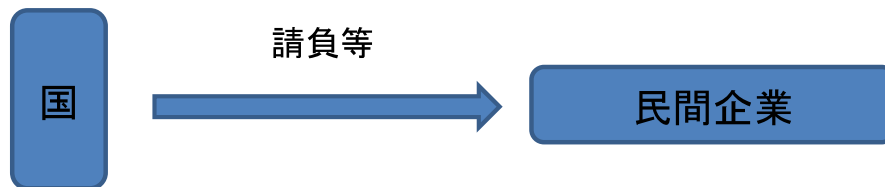
1. フードバンク認証支援

- ・令和7年度の実証事業を踏まえたフードバンク認証制度の本格運用に際し、認証取得を目指すフードバンクに対し、その取得に係る支援（フードバンクからの問合せ対応、専門家派遣、認証制度に関する説明会の実施、認証取得に係る書類作成支援等）を実施する。また、認証取得後のアフターサービス等を実施する。

2. 「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に関する普及啓発の実施

- ・食品寄附及び食べ残し持ち帰りの促進のために必要な能力を構築・向上させるため、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について、食品関連事業者、フードバンク、フードパントリー、こども食堂等を対象とした両ガイドラインの内容の普及や定着を図る研修会等を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- 食品関連事業者が安心して寄附できるフードバンク団体等が増えることで、食品寄附が促進され、この取組を通じて消費者が安心して無償の食品利用ができるようになる。また、食品寄附の促進とともに、食べ残しの持ち帰りが進むことで、2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを60%削減させる目標を達成する。

4. 令和8年度概算要求（案）

地方消費者行政強化交付金



地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和8年度概算予算（案）額 **25.5億円**【要望額10.2億円】
（令和7年度予算額 15.5億円）

事業概要・目的・必要性

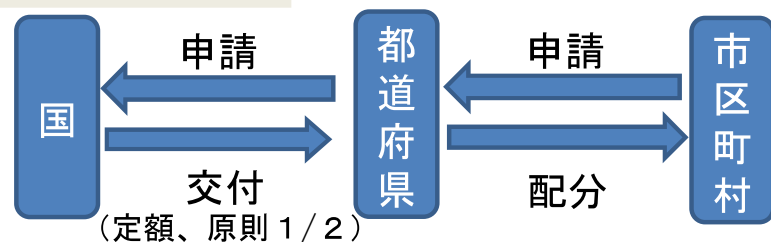
- 地方消費者行政の推進は、地域住民の消費生活における安全・安心確保の根幹であるとともに、相談過程で把握した情報が国の消費者行政の基盤となっており、その充実・強化は消費者全体の利益の擁護に不可欠です。
- 地域の消費生活センターの体制整備等を支援してきた本交付金の推進事業は令和7年度に多くの自治体で活用期限が到来します。
- 閣議決定された「第5期消費者基本計画」では、推進事業の終了によって「身近な相談窓口の充実などこれまでの・・・行政サービスの水準が低下することのないよう適切な対策を講ずる」こと、また「人口減少・高齢化の更なる加速・・・デジタル化等今後の地方消費者行政を取り巻く大きな課題に対し、地域の実情に応じて適切に対応できるよう、支援の在り方についても見直しを行っていく」こととされております。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、「地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す」ことが明示されました。
- 令和8年度からは、今後の地方消費者行政を取り巻く環境変化に適切に対応し、地方消費者行政の更なる充実・強化に資するよう交付金の仕組みを見直します。

事業イメージ・具体例

1. 相談機能維持・未然防止強化型（補助率：定額）
※推進事業活用期限到来に対して、自治体が引き続き相談機能を維持・継続できるよう支援
2. 相談・見守り連携強化型（先行実施）（原則1／2）
3. 担い手確保、人材育成・強化型（原則1／2）
4. 広域連携推進型（時限、定額）
5. 重点課題対応型（原則1／2）
※地方消費者行政強化事業の既存メニューを改組

なお、小規模自治体（人口5万人未満等）向けの地方消費者行政推進事業（定額）については、予定どおり令和9年度まで継続

資金の流れ



期待される効果

- これまで推進事業を活用してきた自治体における活用期限の到来後に、行政サービスの水準が低下することを防ぎます。
- 見守り活動の活性化と消費生活センターとの連携強化に取り組む自治体を支援すること等により、消費生活センターの体制を充実・強化し、高度化、複雑化、広域化する消費者問題に対応できる体制整備を図り、被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図ります。